

相続税の税務調査省略が期待される相続税申告書作成のポイント ～ 相続財産としてあるはずの財産の計上漏れを防止する ～ その2

今回からシリーズで、相続税の税務調査省略が期待される相続税申告書作成のポイントについて解説しています。今回は、相続財産としてあるはずの財産の計上漏れを防止しておけば、相続税の実地調査の省略が期待されます。

相続財産が金額の多寡に関わらずきちんと把握され、申告書に反映されているか否かは相続税の税務調査の対象先として判定する際にポイントと考えられます。

その場合に、相続財産として残されていると思われる財産の計上もれが生じないよう細心の注意を払って相続税の申告書を調製することが肝要です。具体的に項目を列挙すると以下のような財産が挙げられます。

(1) 後期高齢者医療制度の保険料の清算金、(2) 介護保険料の清算金、(3) 高額医療費の還付金、(4) 有料老人ホームの清算金、(5) 準確定申告の還付金、(6) 未収配当金・配当期待権・未受領配当金、(7) 相続開始直前引出金と手許現金、(8) あるはずの預貯金(①税金の支払又は還付口座の預貯金、②公的年金受取口座の預貯金、③公共料金の支払い口座の預貯金、④給与振込口座の預貯金など)、(9) 家庭用財産、(10) 所得税の決算書や申告書記載の財産、(11) 損害保険積立金、(12) 法人税の申告書記載の財産、(13) 信用金庫・信用組合・生活協同組合などの出資金、(14) 先の相続税の申告書から相続した財産、(15) グレーゾーンの財産などがあります。

以上のうち、グレーゾーンの財産については、相続財産の中には、相続人名義の財産であっても被相続人の財産として課税される事例も少なくありません。特に、預貯金や有価証券などについては要注意です。

- ① 名義預金・・・多くの判決や裁決事例から、相続人等の名義の預貯金であっても、被相続人の預金と判定されることがあるため、原資となった金銭の出捐者や管理運用の状況などを確認して判断しなければなりません。
- ② 名義株式・・・非上場株式の真の株主の判定については、株式取得資金の出捐者、株主の管理運用及び株主として権利行使は誰が行ったか、配当金の授受及び所得税の確定申告などを確認し、真の株主の判定が求められます。
- ③ 不明出金・・・相続開始直前に預金から引き出された金員の所在が不明な場合でも、被相続人の相続財産として認定されることがあります。

平成23年6月21日の裁判例では、「相続開始数日前に相続人によって引き出された5,000万円もの金員の用途について、相続人は不自然、あいまいな申述をするのみで、不明のままであったが、被相続人が費消等した事実は認められなかったために、被相続人の相続財産であると認定した」ものがあります。

- ④ 生前贈与・・・贈与税の課税対象とされる贈与には、民法上の贈与(非課税とされるものを除く。)と、相続税法上の独自の観点から設けられたみなし贈与(例えば、生命保険金の贈与等)の2種類があります。

民法上の贈与については、民法549条において「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と規定されています。

このことから、贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示をもって成立する契約(諾成契約)行為であることが特徴であり、贈与者による一方的な意思表示のみでは民法上の贈与は成立しないことになります。生前贈与については、贈与契約の成立の有無に留意しておかなければなりません。

なお、贈与があったか否かの判定において、贈与事実の存否の判断に当たって、贈与税の申告及び納税の事実、贈与事実を認定する上での一つの証拠とは認められるものの、それをもって直ちに贈与事実を認定することはできないと解すべきである(平成19年6月26日裁判)としていることに留意しておかなければなりません。(文責：山本和義)